会議の名称			令和元年度第1回八雲町介護保険事業運営委員会
日		時	令和元年7月4日(木) 13時30分~14時00分
場		所	八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ 第1・2会議室
出	席	者	委員18名(欠席3名)傍聴者0名

会議の処理、てん末

○令和元年度第1回介護保険事業運営委員会

1. 開会宣言

○保健福祉課長より

本日は、お忙しい中、本会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。 委員の皆様方には日頃から町保健福祉行政の推進にご支援ご協力を賜り厚くお礼 申し上げます。

開催に先立ちまして、委員に関しての報告となります。

八雲町町内会等連絡協議会の長江委員、グループホームきずなⅡの鈴木委員、 八雲町ボランティア連絡協議会の川口委員が本委員会及び八雲地域包括支援セン ター運営協議会の委員でありましたが、退任されました。

後任として、八雲町町内会等連絡協議会の大野会長、グループホームきずなⅡの前田施設長、八雲町ボランティア連絡協議会の小泉会長に委員となっていただくこととなりました。3名の皆様には、ご快諾を頂き誠にありがとうございます。ここで、会議に先立ち委嘱状の交付をさせていただきます。

委員になりました皆様は自席でお待ちください。

~【副町長より委嘱状の交付】~

それでは、議事に入ります前に、新しく委員となった皆様から、それぞれ自己 紹介を頂戴したいと思います。

《全委員自己紹介終了後》

ありがとうございました。

それでは、令和元年度第1回介護保険事業運営委員会及び第1回八雲町地域包括 支援センター運営協議会を開催致します。

会長が選出されるまでの間、司会進行を務めさせていただきますのでよろしく お願い致します。

開会にあたりまして、吉田副町長よりご挨拶申し上げます。

2. 副町長挨拶

○副町長より開催にあたっての挨拶

3. 議題

○保健福祉課長より

ありがとうございました。それでは、早速議事にはいりたいと思います。

本日の会議の審議内容につきましては、八雲町情報公開条例に規定する非公開 情報が含まれておりませんので全部公開として開催したいと思いますがよろしい でしょうか。

《異議なしの声》

(1)役員の選任について

○保健福祉課長より

それでは、議題(1)役員の選任についてですが、八雲町介護保険事業運営委員会、八雲町地域包括支援センター運営協議会はそれぞれ設置要綱により協議をすすめるものでございますが、構成員を同じくしているため役員は両方を兼任するということでご理解いただきたいと存じます。

それでは、会長の選任についてお諮り致します。どのような方法で選任するか、 ご意見があれば伺いたいと思います。何かありますでしょうか。

○委員より

事務局の案をお願いします。

○保健福祉課長より

事務局の案があればということでしたので、よろしいでしょうか。

《異議なし》

それでは事務局から提案させていただきます。

会長に、八雲町町内会等連絡協議会会長の大野委員にお願いしたいと存じます。 よろしいでしょうか?

《異議なし》

ありがとうございました。それでは、会長に大野委員が選任されました。令和 3年3月31日までの任期でございます。どうぞ、よろしくお願い致します。

ここで、会長が選任されましたので、これからの議事の進行については、大野 会長にお願いしたいと思います。

○会長より

ただいま、会長ということでご指名を頂きました。皆様方の協力を頂きまして 今回の会議を進めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

それでは早速ではございますが本日の会議に入らせていただきたいと思います。 先に八雲町介護保険事業運営委員会を開催し、終了後、引き続き八雲町地域包括 支援センター運営協議会を開催するという流れで進めたいと思います。

それでは、令和元年度第1回八雲町介護保険事業運営委員会を開催致します。

(2) 報告事項

- ①令和元年度保健・福祉・介護サービス支援事業について
- ②平成30年度介護保険事業特別会計決算見込みについて
- ③令和元年度介護保険事業特別会計当初予算について
- ④第7期介護保険事業計画進捗状況について
- ⑤低所得者の第1号介護保険料軽減強化について
- ⑥八雲町外に所在する指定地域密着型サービス事業所の指定の更新について

○会長より

報告事項、「① 令和元年度保健・福祉・介護サービス支援事業について」、事務局より説明を求めます。

○事務局より

はじめに、報告事項①の別紙1、保健・福祉・介護サービス支援事業でございます。高齢者に関する事業については、新たな事業や大きな変更点はありません。また、包括支援センター運営協議会でも事業の説明がありますので、説明は割愛させていただいて、資料の方をご確認いただければと思います。

○会長より

只今の事務局の説明がありました。これにつきまして、質問・ご意見がありま したら、発言願います。

○委員より

なし

○会長より

なしということでございますので、決定致します。

それでは、報告事項「② 平成30年度介護保険事業特別会計決算見込みについて」「③ 令和元年度介護保険事業特別会計当初予算について」並びに「④ 第7期介護保険事業計画進捗状況について」、関連がございますので、一括して事務局より説明を致します。

○事務局より

報告事項②の平成30年度介護保険事業特別会計決算見込みについて、平成30年度と平成29年度の対比額が大きいものを中心にご説明したいと思います。

議案2ページ及び3ページとなります。

2ページをご覧ください。歳入についてでありますが、1行目【保険料】の第 1号被保険者保険料については第7期介護保険事業計画において、保険料月額が 5,000円から5,700円に見直されたため前年度比約4,500万円の増額となっておりま す。【国庫支出金】の下から2行目、【保険者機能強化推進交付金】は平成30年 度から新設されたものであり、自立支援・重度化防止等に関する取組を支援する ために設立されておりまして、取組や被保険者数に応じて交付され、30年度は207 万円が交付されました。

そのほかの増減については、介護給付費及び地域支援事業の費用の増額に伴う ものが主となります。

次に3ページをご覧ください。歳出でありますが、【保険給付費】については、 総額で約2,200万円の増となり、前年度より1.5%増加しております。

保険給付費の上から3行目施設介護サービス給付費と 中段の高額介護サービス費の伸びが増額の主な要因ですが、介護報酬の改定の影響と考えられます。

また、介護予防サービス費は前年度比1,100万円の減額となっておりますが、訪問介護及び通所介護が介護予防・生活支援サービス事業費に完全移行したものによるものであります。

【地域支援事業】の【包括的支援事業・任意事業】の【生活支援体制整備事業】は平成30年度より開始した事業であり、生活支援コーディネーターの人件費などが主なもの経費となります。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費及び認知症総合支援事業費の増減については職員の人件費の支出先の見直しにより増減しております。

平成30年度決算につきましては、2ページ下段に戻っていただき、歳入決算額 17億2,336万5,700円、歳出決算額16億7,022万4,648円、差引額5,314万1,052円 となり、うち5,000万円を基金に積み立てまして、314万1,052円を繰り越し、次年度 における支出等が発生した場合の財源に充てます。

介護給付費準備基金につきましては、歳入と歳出の差により生じた剰余金は翌年度以降の介護給付費支払いの不足に備える財源とするため介護給付費準備基金として積み立てますが、平成30年度末現在は1億3,507万6,291円となっております。なお、このうち、2,048万円につきましては30年度に超過交付となった交付金を返済する際に、取り崩し、財源とする予定でございます。

続いて、報告事項③平成30年度介護保険事業特別会計当初予算についてご説明 致します。

議案4ページ及び5ページとなります。

予算総額は歳入・歳出それぞれ18億9,848万2千円、前年度対比9,434万5千円の増となっております。

まず、歳入でありますが、国庫支出金・支払基金交付金・繰入金の増額については、給付費及び地域支援事業の事業費の増額に伴うものであります。

次に歳出となりますが、【総務費】の2行目【連合会負担金】については、交通事故等の第3者行為求償に関する業務を国保連合会に委託するための費用であり、今年度より発生する経費となります。

保険給付費については、前年度比7,700万円の増額となりますが、給付の伸び率の他、消費税増税の及び特定処遇改善加算の創設に伴う影響額を考慮したものとなります。

【地域支援事業費】【包括的支援・任意】【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費】【認知症総合支援事業費】の増減については、平成30年度決算と同様で、職員の人件費の支出先の見直しにより増減しております。

続いて、第7期介護保険事業計画進捗状況についてご説明致します。

議案6ページ~8ページになります。

まず、6ページの平成30年度の介護給付費等進捗状況についてでございます。 左側一番下の【総合計】でありますが、進捗状況が95.7%となっております。計画 より実績が若干下回っている状況でありますが、例年に比べサービス利用者数が 大きく伸びなかったことが要因と考えられます。

右側下段の地域支援事業については、進捗率が105.2%であり若干計画を上回っておりますが、概ね予定通り事業は進んでいる状況であります。

続いて7ページの人口等の状況についてであります。

中段の認定者数ですが、要介護者数の進捗率が94.7%と低い状況となっております。75歳以上人口が増加し、通常であれば認定者は増加していく推計されますが、前年度と比べても認定者が30名ほど減少しており、この要因は分析は難しいところですが、町民の皆様の健康意識の向上や介護予防の取組などが浸透しているのではないかと考えております。

利用者数についても計画を下回っております。認定者の減少も要因となりますが、予防サービスについては、総合事業へ移行した方が想定より多くいたことがあげられます。

最後に8ページになります。参考資料になりますが、過去10年間の実績について、第1号被保険者数、介護度の区分別、介護度の区分別、介護認定審査会の開催状況についてまとめたものでありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、報告事項②から④の説明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○会長より

只今の事務局の説明について、質問・意見等ございましたら、発言願います。

○秋松委員より

1つ教えてください。資料の7ページの介護保険事業計画進捗状況で 認定者数が平成30年度、令和元年度、2年度となっていますが、令和元年度が計 画では前年度に比べて少なく、要介護ですと700人という風になっておりまして、 2年になるとまた少し増えるという形になっている。これは、30年度から元年度 に減少する、そしてまた2年度に増える。これはどういう影響でこの様になって いるのか教えてください。

○事務局より

減少するというのは考えづらいので、資料の方誤っているかもしれませんので 後程確認して報告したいと思います。

○会長より

他にございませんか。

○委員より

なし

○会長より

それでは議案を決定させていただきたいと思います。

次に、報告「⑤ 低所得者の第1号介護保険料軽減強化について」、事務局より 説明をお願い致します。

○事務局より

続きまして、報告事項⑤の低所得者の第1号介護保険料軽減強化についてご説明したいと思います。9ページをご覧ください。

1、軽減強化の内容ですが、平成27年4月より消費税などを財源として、低所得者の保険料の軽減を実施しており、昨年度までは第1段階のみ軽減対象とされていました。

今年の10月より、消費税10%の引き上げに合わせて、更に軽減が強化され、対象者が町民税非課税世帯全体に拡大されました。

2、今年度の介護保険料額ですが、所得段階が第1段階、第2段階、第3段階の保険料率が表のとおりとなります。第1段階であれば、既に0.5から0.45に減額されておりますが、更に0.375に引き下げられ年額の保険料は25,700円となります。なお、今年度の保険料については、10月以降の消費税引き上げによる財源の手当てであることを反映し、来年度以降の完全実施時の軽減幅の半分の水準に設定

3、来年度の保険料については、この時点で軽減の完全実施となり、下記の表のとおりの保険料となる予定でございます。

以上、報告事項5の説明とさせていただきます。

○会長より

只今の事務局の説明について、質問・ご意見ございましたら、発言願います。

○委員より

ありません。

されています。

○会長より

それでは、議案を決定させていただきたいと思います。

次に、報告「⑥ 八雲町外に所在する指定地域密着型サービス事業所の指定の更新について」、事務局より説明を求めます。

○事務局より

報告事項⑥八雲町外に所在する指定地域密着型サービス事業所の指定の更新について報告致します。議案10ページ及び別紙2になります。

八雲町の被保険者の方が、せたな町及び七飯町にあります地域密着型通所介護サービス事業所の利用にあたり事業所の指定の更新を行った件になります。

両事業所とも平成28年3月31日時点で北海道から小規模な通所介護事業所の指定を受けていた事業所であり、その時点で八雲町民の利用者がいた場合、平成28年4月1日に地域密着型通所介護として、その利用者に限り八雲町からの指定がなされる事業所であります。

その有効期間は平成28年3月31日より前に受けた通所介護の指定の日から6年間となっております。そのことから今回、平成30年11月11日と令和元年5月31日でそれぞれ有効期間満了を迎えるにあたり事業所より指定更新申請がございました。

本来であれば更新に当たっては事前に運営委員会に報告を行い、指定の更新をするものでありますが、報告が遅くなりましたことをお詫び申し上げますとともに、提出された書類内容の審査を行ったところ、必要な町の条例の基準を満たしていると認められることから、指定の更新について決定させていただきましたことを今回開催の運営委員会にてご報告させていただきます。

なお、今回の指定の更新にかかる事業所については、1つ目がせたな町にありますデイサービスさくら利用定員18名、指定有効期間は平成30年11月12日から令和6年11月11日としております。

もう1つは、七飯町にあります医療法人社団慈友会デイ・サービスのぞみがおか利用定員12名、指定有効期間は令和元年6月1日から令和7年5月31日としております。

なお、関係書類のボリュームが多いため、最低限の申請書類のみを掲載させて いただいておりますのでご了承願います。

以上、簡単ではございますが、報告事項⑥の説明とさせていただきます。よろ しくお願い致します。

○会長より

只今の事務局の説明について、質問・ご意見等ございましたら、発言願います。

○委員より

ありません。

(質問等なし)

4. その他

○会長より

ございませんか。それでは議案を決定させていただきたいと思います。「4 その他」について、一括で事務局より説明を願います。

○事務局より

先ほどその他としてお配りしました資料についてご説明させていただきたいと思います。八雲居宅介護支援事業所の廃止についてということで1枚でお配りしているものになります。現在、町の事業所は平成12年に開設し運営しておりましたが、6の利用者数の推移に記載しているとおり、八雲地域包括支援センターが設置されてから、町の事業所の利用は年々減少してきております。八雲地域には3カ所の居宅介護支援事業所があり、現在受入には支障がない状況です。また介護保険法の流れとしては、自立支援・重度化予防の視点から介護予防に重点が置かれ、地域包括支援センターは住民主体の通いの場の創出に力を入れる必要があることや、事業所の管理者が令和3年度から主任介護支援専門員とされていますが、現在、主任介護支援専門員資格の有資格者がいないことから、八雲地域の居宅介護支援事業所を令和2年3月31日で廃止したいと考えております。利用者の方については、他の居宅介護支援事業所を紹介しサービスに支障がないようしっかり引き継ぎをさせていただきたいと思います。なお、今年度中に条例改正を行いまして町に対し廃止の届け出を行うこととなります。以上がご説明とさせてい

ただきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

○会長より

只今の事務局の説明について、質問・意見等ございましたら、発言願います。

○秋松委員より

現時点で利用者はどれくらいいるのでしょうか?

○事務局より

利用者が1名です。

○会長より

他にございませんか。

○委員より

なし

○会長より

ない様でございますので決定させていただきます。

○事務局より

続きまして、資料はありませんが介護人材の確保ということで皆様苦労されていることだと思いますが、その様な中で昨年11月に町内事業所が集まりまして、町民向けの合同説明会を開き、それぞれの事業所の説明と個別面談を実施致しました。その説明会の開催により事業所の4名の採用に繋がっていると聞いております。今後も介護人材の確保の取り組みを進めていきたいと考えております。皆様方のご意見を尊重しながら事業を検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。今後は、外国人の採用を視野に入れる必要があると考えていらっしゃる事業所もあるかと思います。現時点では八雲町では外国人の介護職員の受入は進んでおりません。受け入れに関する情報が不足しているというような状況にあります。道内で受入が進んでいる事業所や自治体等に行き町内の事業所の職員と視察に伺って情報収集することを検討しています。まだ、具体的な内容は決まっておりませんが、今後、町内の事業所の方と調整していきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

また、次回の介護保険事業運営委員会ですが来年3月を予定しておりますので、 よろしくお願い致します。その他についての説明は、以上となります。

○会長より

皆様から質問・意見等ございましたら、発言願います。

○委員より

なし

(質問等なし)

会長より

ないようですので、これで、第1回八雲町介護保険事業運営委員会を閉会させていただきます。